

市外保育施設等の令和8年度4月入所の申請について

市外保育施設等の4月入所を希望する場合は、提出期限や申込対象者が例月入所（令和8年5月～令和9年2月入所希望）と異なります。申請受付については、下記のとおり行います。

●市外にお住まいの方が春日部市内の保育施設等の申請をする場合●

◎令和8年4月入所1次選考

申請受付先	お住まいの市区町村の保育担当課 (令和8年3月末日までに転入予定の方は、春日部市保育課に直接申請することもできます。申請に必要な書類は、「保育施設等利用のてびき（令和8年度版）」のP.9を参照してください)
申請受付期限	令和7年11月2日（日）必着※ ¹
申請対象者	① 令和7年度において春日部市内保育施設等に入所しており、令和8年4月から同じ保育施設等に継続入所を希望する児童（市外に住民票がある方は、 毎年申請が必要 になります） ② 令和8年3月末日までに春日部市に転入予定のある児童 ③ 里帰り出産による期限付き入所を希望する児童

◎令和8年4月入所2次選考

申請受付先	お住まいの市区町村の保育担当課 (令和8年3月末日までに転入予定の方は、春日部市保育課に直接申請することもできます)
申請受付期限	令和8年1月23日（金）必着※ ¹
申請対象者	① 1次選考対象者に該当する児童で期限までに申請ができなかった児童 ② 春日部市に勤務先がある等の、1次申込対象以外の理由により入所を希望する児童

※1 上記期限までに、お住まいの市区町村に提出した書類を春日部市保育課が受領している必要があります。当該市区町村が事務処理に要する期間もありますので、書類の提出期限等の詳細は当該市区町村に確認してください。

裏面へ続きます

◎申請書類（１次・２次選考共通）

すべての方	ア お住まいの市区町村で指定された申請書類一式 (お住まいの市区町村で受付可能であれば、春日部市の様式でも申請できます) イ 「保育施設等利用のてびき（令和８年度版）」の P.9「その他の書類」の要件に該当する方のみ、各要件に対応する書類 ウ こどもの健康状態がわかる書類（春日部市様式の「入所児質問票」等）※²
春日部市に 転入予定が ある方	エ 転入に係る誓約書 オ 春日部市に転入することが確認できる書類（賃貸契約書、売買契約書の写し等）※³ ※⁴

ウ、エについては保育課窓口で配布しています。また、春日部市ホームページからダウンロードできます。

※² 申請後、入所面接の対応をお願いする場合があります。

※³ 春日部市に転入予定がある場合、選考結果にかかわらず令和８年３月末日までに春日部市へ住民票を異動し、春日部市保育課にて本申請（春日部市民としての入所申請手続き）を行ってください。期日までに手続きを行わなかった場合、利用の決定および入所申請が取り消しとなります。

※⁴ すでに春日部市にお住まいの方（祖父母等）と同居する場合は、契約書等の提出は不要ですが、「転入に係る誓約書」の「同居予定申立欄」に同居予定の親族の方の署名が必要です。

●春日部市にお住まいの方が市外の保育施設等の申請をする場合●

申請受付先	春日部市保育課※ ¹
申請受付期限	利用を希望する保育施設等が所在する市区町村が定める申請期限の <u>１週間前まで</u>
申請対象者	申請先市区町村によって異なります
申請書類	申請先市区町村の指定する必要書類※ ² ※ ³

※¹ 原則、申請受付先は春日部市ですが、転入予定がある場合、希望先の市区町村に直接申請できる場合があります。

※² 原則、申請書類は春日部市の様式を使用していただきますが、希望先の市区町村によっては、当該市区町村の様式を使用することを求められる場合があります。その場合は、当該市区町村の様式を使用し、春日部市へ書類を提出してください。

※³ 市区町村により、申込締切日や必要書類、選考基準が異なりますので、事前に希望先の市区町村にご確認ください。